

税務調査

「売上原価」のポイント

注目トピックス

01 | 税務調査「売上原価」のポイント

前月号では、税務調査でポイントとなる項目のうち売上について注意すべき点をまとめました。今回は、売上原価について注意すべき点を説明します。

特集

02 | 生産性向上設備投資促進税制の廃止

平成29年4月1日以降、中小企業の特別償却・税額控除まわりの取扱いが大きく改正されています。改正前後の取扱いをここで整理してみましょう。

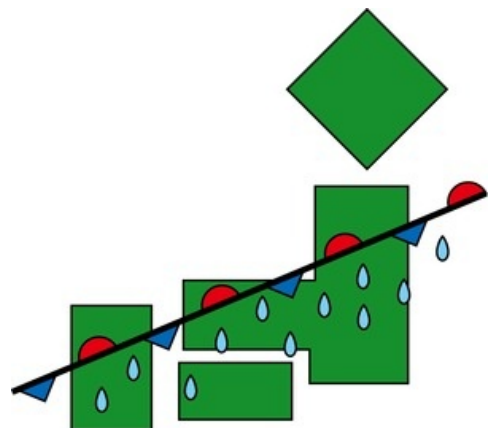
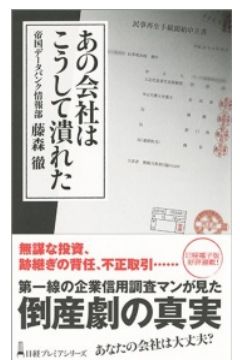
03 | 東芝の迷走

これまでも取り上げてきた東芝の迷走ぶりですが、今度は監査法人を変更する方針であることが報じられています。一般的な知名度が高いとは言えない監査法人や監査業界の事情も含めて説明します。

話題のビジネス書をナメ読み

04 | あの会社はこうして潰れた (日本経済新聞出版社)

この本は帝国データバンク情報部で25年間企業取材を行った筆者による企業倒産事例集です。大手企業から零細まで幅広い規模の会社が紹介されており、単なる資金繰りの問題だけではなく様々なトラブルをドキュメンタリーとして読むことができる一冊です。



税務調査「売上原価」のポイント

前月号では、税務調査でポイントとなる項目のうち売上について注意すべき点をまとめました。今回は、売上原価について注意すべき点を説明します。

はじめに

売上同様、売上原価についても金額が大きくなるため、税務調査では注目されがちです。売上原価について、注意すべき点をまとめます。

売上原価のポイントは期末在庫

売上原価について注意すべき点は基本的に期末の在庫計上のみと言っても過言ではありません。

もちろんこのような処理は認められませんが、期末在庫を实地棚卸した本来の在庫数よりも少なく計上すれば、その分だけ売上原価として計上される金額が増加し、利益を圧縮することができます。その結果として、本来支払うべき法人税の負担は減少することになります。

また、税務調査の際には調査時点の在庫しか会社に存在しないわけですから、調査官も過去の一時点での在庫を正確に把握することは困難です。

このことから、期末在庫を意図的に操作し、税負担を軽減しようという経営者が少なくないのも事実です。

期末の实地棚卸を行っていないというのは問題外ですが、实地棚卸を行ったとしてもその期末在庫を正確に計上することが求められます。

期末在庫計上もれ発覚のポイント

調査対象となる事業年度末時点での在庫を把握することは調査官にもなかなか難しいことです。ただし、決算書から期末在庫計上もれのアタリをつけることは可能です。それは売上総利益率の変動に着目する方法です。

例えば過去数年にわたって売上総利益率が30%程度で一定の会社があるとします。

ちなみに、売上総利益率が30%というのは、売上1,000、売上原価700、売上総利益300 (1,000 - 700) のような会社をイメージしてください (売上総利益率 = 売上総利益 ÷ 売上)。

この会社が、利益が多く出すぎたということで、期末在庫を大きく操作して利益の圧縮を図ったとします。その場合、期末在庫を実際の残高よりも少なくし、その分だけ売上原価を増やすことになります。

そうすると、これまで30%程度で一定だった売上総利益率が変わることになります。具体的には売上総利益率が下落することになります。

これまで過去数年にわたって30%だった売上総利益率が、例えば急に10%や20%まで低下するような場合、調査官は期末在庫の計上もれがあるのではないかという懸念を持つことになります。

もちろん、市場環境や同業他社の動向によって売上総利益率を下げないといけないような場面もありますので、売上総利益率の低下が必ずしも期末在庫の計上もれに繋がるとは言い切れません。

しかし、売上総利益率に大きな変動があり、期末在庫の計上もれが疑われるような場合は税務調査に入られる可能性が高まります。実際に税務調査に入られた場合には、事業年度最終月に仕入れたものがどの時点で売上として計上されたか等を入念にチェックされ、在庫計上もれを指摘される可能性があるでしょう。

生産性向上設備投資促進税制の廃止

平成29年4月1日以降、中小企業の特別償却・税額控除まわりの取扱いが大きく改正されています。改正前後の取扱いをここで整理します。

はじめに

中小企業が一定の要件を満たす資産を100%即時償却する際に利用されていた生産性向上設備投資促進税制が廃止されました。ここでは、同税制の廃止と同制度の代わり代替となる中小企業経営強化税制について説明します。

生産性向上設備投資促進税制の廃止

平成29年3月31日で生産性向上設備投資促進税制が廃止されました。少し小難しい名前の制度ですが、中小企業はこの税制を適用することによって、一定の要件を満たす固定資産を取得時に100%費用化したり、取得価額の10%相当額を税額控除したりすることができていたのです。

固定資産は、通常、耐用年数期間にわたって減価償却を行うことで費用化していくわけですが、この税制の適用を受ければ取得時に100%費用化できるということで非常に使い勝手のよい税制でしたが、平成29年3月31日をもって廃止されてしまいました。

中小企業経営強化税制の拡充

生産性向上設備投資促進税制は廃止されましたが、その一方で中小企業経営強化税制という税制が拡充され、こちらの制度を適用することで、一定の要件を満たす資産については取得時に100%費用化または取得価額の10%相当額の税額控除を行うことが可能となっています。

ただし、手続きが生産性向上設備投資促進税制と比べて少し複雑となっている点には注意が必要です。これまでの生産性向上設備投資促進税制では、工業会等からの証明書を入手しておけばよかったのですが、中小企業経営強化税制ではこれに加えて「経営力向上計画」を作成し、経済産業省等に認定を受けなければなりません。この認定なしでは、特別償却や税額控除を行うことは認められません。

中小企業等投資促進税制も継続

上記のように、100%の特別償却や取得価額の10%相当額の税額控除については、「経営力向上計画」の作成及び認定という手続きを踏まざるをえないため、少し面倒に感じます。このような面倒な手続きを経ずに特別償却や税額控除を行うための税制として中小企業等投資促進税制の適用が考えられます。

中小企業等投資促進税制では、特別償却の割合が100%ではなく30%、税額控除の割合が10%ではなく7%ということで中小企業経営強化税制に比べるとその影響額は限定的となります。しかし、手続き面で見ると中小企業経営強化税制と違い、工業会等からの証明書を入手する必要もありませんし、「経営力向上計画」の作成も必要ありません。

どちらの税制を適用するかは会社ごとの判断に委ねられることとなります。税額へのインパクト等特別償却・税額控除についてのご質問は、当事務所までお問い合わせください。



<参考 : <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>>

東芝の迷走

監査法人の変更を検討していた東芝ですが、新たな引受先が見つからず結局監査法人の変更を行うことができなかったと報じられています。

はじめに

東芝と担当監査法人との対立が報じられていますが、これには担当監査法人誕生の経緯も絡んでいる可能性があります。

そもそも監査とは

すべての上場企業は、その投資家に経営内容を伝えるために財務情報を公開します。これを情報公開と言ったり、ディスクロージャーと言ったりします。その際に、経営者は正しい情報を公開する責任がありますが、自ら作った情報の正しさを自らが証明することはできません。

そこで企業は、利害関係のない独立した第三者に証明を依頼します。この独立した第三者が公認会計士であり、公認会計士が判断するために行う検証を「監査」と呼びます。公認会計士が監査を行うために設立する会社が監査法人です。

日本国内には4大監査法人と呼ばれる大きな監査法人があります。新日本有限責任監査法人、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、PwC あらた有限責任監査法人の4つです。それぞれ1,000名超の公認会計士が所属していると言われています。

東芝担当の監査法人

2017年5月18日現在、東芝を担当している監査法人はPwC あらた有限責任監査法人です。元々、東芝の監査を担当していたのは新日本有限責任監査法人でしたが、平成27年に発覚した東芝の不正会計問題を受けて、PwC あらた有限責任監査法人に変更となっています。

しかし、そのPwC あらた有限責任監査法人も平成29年3月期の決算に係る会計処理（アメリカ子会社ウエスチングハウス社絡み）を巡って東芝と対立しており、今後はまた別の監査法人が東芝を担当することになるであろうと

言われていました。しかし、新たに東芝の監査を行う監査法人が見つからず、引き続きPwC あらた有限責任監査法人にて監査を行うというドタバタ劇を演じているのが直近の状況です。

東芝の担当となっているPwC あらた有限責任監査法人ですが、その前身は旧中央青山監査法人です。旧中央青山監査法人と言えば平成17年にカネボウの粉飾決算問題を引き起こし、さらにはライブドアの粉飾決算時にも監査を対応していたことから解体を余儀なくされています。

この時、旧中央青山監査法人のメンバーが設立したのがPwC あらた有限責任監査法人です。したがって、PwC あらた有限責任監査法人にとっても東芝に監査上の問題が発生することは許されません。このことも東芝との対立に無関係とは言えないでしょう。

PwC あらた有限責任監査法人の後任は、上記4大監査法人ではなく、それに次ぐ準大手監査法人になると予想されていました。

しかし、準大手監査法人と4大監査法人では所属する公認会計士の数も大きく異なるため、準大手監査法人で東芝の監査を行うことができるのかという問題がささやかれていました。そして、やはり大方の予想通り新たな引受先は見つからず、PwC あらた有限責任監査法人が引き続き監査を行うことになりそうです。

あの会社はこうして潰れた

帝国データバンク情報部 藤森 徹 著

単行本：236 ページ

出版：日本経済新聞出版社

価格：850 円（税抜）

はじめに

この本は帝国データバンク情報部で25年間企業取材を行った筆者による企業倒産事例集です。大手企業から零細まで幅広い規模の会社が紹介されており、単なる資金繰りの問題だけではない様々なトラブルをドキュメンタリーとして読むことができます。企業が倒産してしまうきっかけにはどのようなものがあるのでしょうか。

構造変化に呑まれた企業はこうなる

皇居新宮殿、銀座の高級マンション、小説家や芸能人の邸宅などきらびやかな工事実績を持つ建設会社の岩本組が2014年に経営破綻しました。

公共事業や民間工事の減少により2006年には売上は最盛期の3分の1にまで落ち込みます。岩本組が状況を打開するために取った方針が「規模の大きい公共事業の仕事を取って一気に挽回」というものです。警視庁宿舍や中学校校舎など大型の公共事業を落札することができましたが、これが致命傷となってしまいます。

もともと無理を重ねた受注で、採算は最初からぎりぎり。そこに震災復興需要などを受けた労務費と資材費の高騰がのしかかった。

2013年には最終赤字6億、2014年春には「支払い遅延要請が出た」「値引き要請している」などの風評が取引先に伝わるようになり、5月に経営破綻する結果となりました。

ベンチャー企業はどこでつまづいたか

ヒラカワコーポレーションの主力商品は、夏場の涼感寝具である「ひんやりジェルマット」。2011年に発生した東日本大震災をきっかけに節電意識が高まったことが追い風となり急成長します。2012年の売上は前年比2倍超の42億円で、ひんやりジェルマットはこの内34億円を占めていま

した。2011年夏に広大な土地を購入し工場を建設。日本橋に本社ビルを建て、翌年には配送センターを開設。しかし、そのころに状況が一変します。ジェルマット分野の参入企業が増え競争が激化し、併せて需要そのものも激減してしまったのです。

その後、設備投資を回収するため、第2のヒット商品を模索しますがトラブルが発生し、2016年11月破産開始決定を受けることとなります。

老舗企業のたどった末路

500年以上の歴史をもつ駿河屋は千利休や豊臣秀吉も好んだと伝えられる「練り羊羹」を生み出した和菓子の名門です。1961年に東証2部上場を果たし、1992年には売上60億円を突破します。しかし12年後である2004年、創業家20代目社長が架空増資で逮捕され、企業としても転落してしまいます。

このころ、業績低迷で上場基準抵触の危機にあった駿河屋は、上場廃止を避けるために、増資で形だけでも財務強化を装う必要がありました。

長引く景気低迷の中、「不祥事を起こした会社の包み紙」では贈答品の分野で苦戦を強いられるのは目に見えていた。

その後、人事の問題が続き、資金面も画策しましたが2014年に553年の歴史に幕が下りることとなります。

この他にも多くの事例が紹介されており、筆者の鋭い分析や考察に触れることで、倒産という重いテーマながら読後感が悪くなく、むしろ「自社をどうすべきか？」と再考するきっかけとなる一冊になるでしょう。

